

救急要請の手引き

介護老人保健施設・老人福祉施設等における

救急ガイドブック



堺市消防局

堺地域メディカルコントロール協議会

はじめに

堺市消防局の救急出動件数は、高齢者の人口増加を背景に今後増加することが予測されています。そのため救急車の到着の遅れや、傷病者の方を医療機関に収容するまでの時間の遅れが懸念されています。このことから、堺市消防局では迅速に救急車を出動させる体制の確保や、救急事故を未然に防ぐ救急予防の啓発など、増加する救急需要に対する総合的な救急需要対策を推進しているところです。

この手引きは、介護老人保健施設・老人福祉施設等の職員の方々へ、緊急時の救急対応を円滑に行えるように作成しました。

また緊急かどうか判断に迷った時に、緊急度判定を支援するアプリの紹介や、患者等搬送事業認定事業者の一覧も掲載してありますので、ぜひご活用ください。

目 次

- 1 119番通報にあたって・・・・・・・・・・ 1～2**
- 2 救急要請対応フロー・・・・・・・・・・ 3**
- 3 消防局からのお願い・・・・・・・・・・ 4～6**
- ※ 救急隊への情報提供表及び見本・・・・ 別添1、別添1－2**

<問い合わせ先>

堺市消防局 救急部 救急課 救急普及係 TEL：072-238-6049

1 119 番通報にあたって

心停止や窒息という生命の危機的状況に陥った傷病者や、これらが切迫している傷病者を救命し、社会復帰に導くためには、「救命の連鎖」が必要となります。



いざというときに慌てないために、**事前に対応マニュアルなどを作成**して備えておくことが望ましいと考えられます。特に利用者の人生の最終段階における治療のご希望がある場合には、あらかじめ担当医師と協議して事前に対応について取り決めを行っていただくようお願いいたします。

【参考】消防機関における救急業務の対象（以下のいずれかに該当する場合）

- ① 災害により生じた事故
- ② 屋外もしくは公衆の出入りする場所において生じた事故
- ③ 屋内において生じた事故または生命に危険を及ぼすおそれがある疾病のうち、傷病者を医療機関へ迅速に搬送するための適当な手段がない場合

救急隊は、救命を主眼とし、心肺停止に際しては救命救急センター等の医師の指示の下、胸骨圧迫や AED を使用しての一次救命処置のほか、器具による気道確保や末梢静脈路確保等の必要な二次救命処置を行いつつ、**救急告示医療機関**に搬送します。

緊急を要すると判断した場合には直ちに 119 番通報を行うとともに一次救命処置を開始してください。

① 緊急を要する症状の具体例

急に意識がなくなったり、状態が急に悪くなったりしたときなど、右表に掲げる症状が該当します。

【緊急を要する症状の具体例】

- 意識がない（返事がない）とき
- 意識はあっても次の症状があるとき

- ・物を喉に詰まらせて呼吸が苦しい
- ・胸や背中での突然の激痛
- ・急な息切れ、呼吸困難
- ・突然の激しい頭痛
- ・大量の吐血・下血

➤ 急に次のような症状が出たとき

- ・顔半分が動きにくい
- ・笑うと口や顔の片方がゆがむ
- ・呂律が回らず話しにくい
- ・見える範囲が狭くなる
- ・片側の手足が動かない
- ・顔や手足のしびれ

- 高所からの転落や、大量の出血を伴うなどの大けが、広範囲のやけど

② 119 番通報時のお願い

119 番通報時には、次のことに留意してください。

➤ 応急手当（心肺蘇生）の実施

意識が無く正常な呼吸をしていない場合は、すみやかに一次救命処置を実施してください。

心肺蘇生は、救急隊（消防隊）が到着し、交代するまで継続してください。

➤ 誘導（開錠）

特に夜間などは、玄関など入り口を開錠していただくとともに、救急隊（消防隊）が到着したら、傷病者の居場所まで誘導してください。

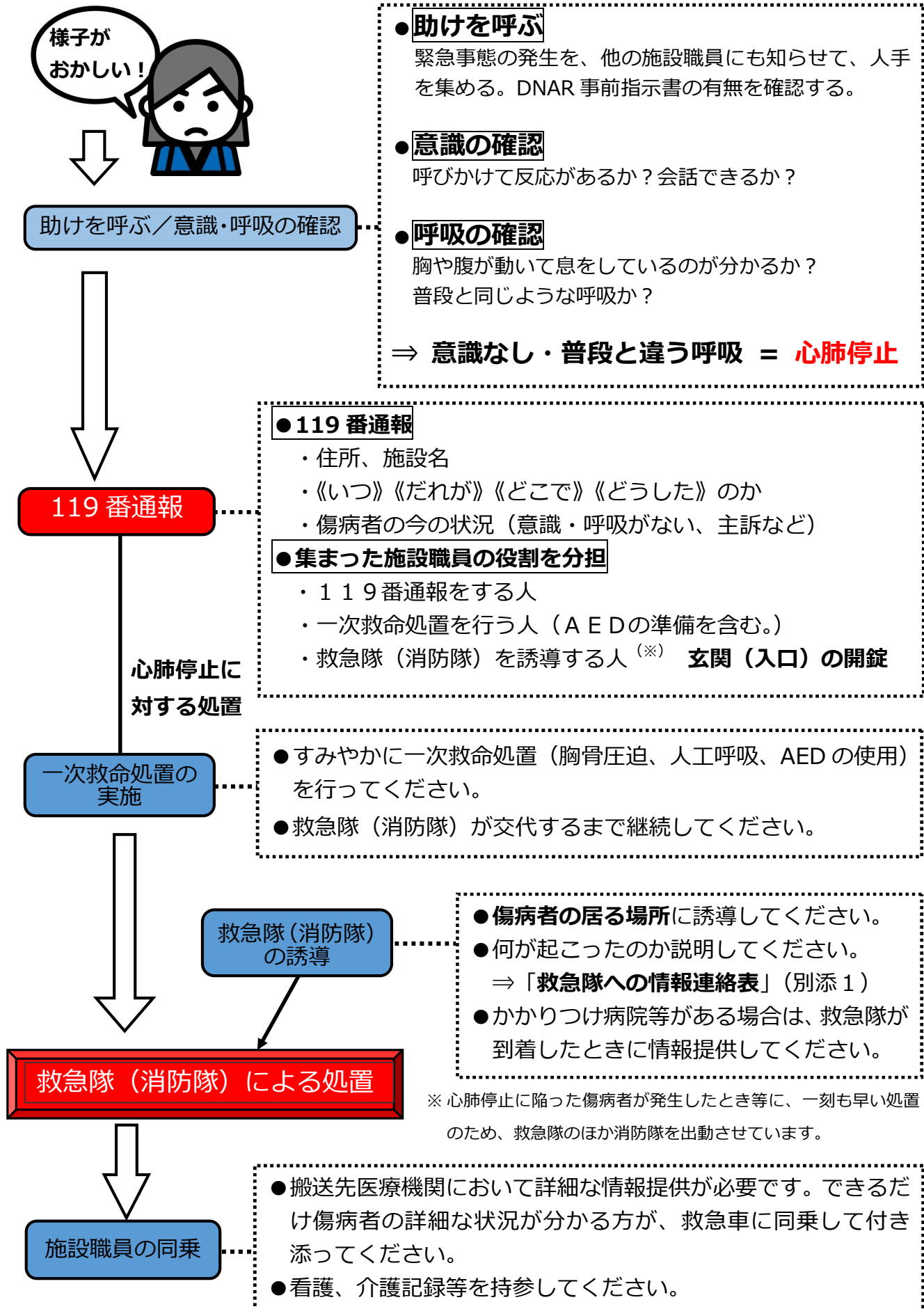
➤ **情報提供**

別添「**救急隊への情報提供表**」を事前に作成しておいていただき、緊急事態発生の場合は、到着した救急隊（消防隊）へ渡してください。（施設における看護、介護記録等がご準備いただける場合にも、その記録を基に記入していただくようお願いします。）

➤ **その他**

医療機関への搬送に際し、できるだけ詳しく状況がわかる方の**救急車への同乗**をお願いします。（万一その場で同乗できない場合でも、ご家族や他の職員に連絡をとっていただくなど、関係者が搬送先医療機関へ迅速に来院できるよう連絡をお願いします。）

2 救急要請対応フロー



3 消防局からのお願い

① 担当医師、施設協力医療機関との連絡体制の構築

施設利用者ごとの担当医師や施設協力医療機関との連絡を密にし、健康管理だけでなく、容態が変化したときに相談したり、受診したり、必要な指示を受けられる体制をとってください。利用者の体調の変化に注意を払い、症状が悪化する前に早めに対応することや、夜間・休日で職員の方が少なくなる前の対応が望ましいと考えられます。

② 緊急度判定ツールの活用

施設利用者の容態が変化した時には、上記①のとおり担当医師等との連絡を密にして対応していただくようお願いしておりますが、担当医師等に連絡が取れず、緊急かどうか判断に迷う場合は、救急医療相談ダイヤル「# 7 1 1 9」や傷病者の緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するためのアプリ「全国版救急受診アプリ（Q助《きゅーすけ》）」を総務省消防庁が提供しておりますので、ぜひ参考にしてください。

Q助（きゅーすけ）アプリのダウンロードおよび詳細は、総務省消防庁ホームページを参照してください。

Q 助



（検索エンジンで“Q 助”と検索）

救急車を呼ぶ前に考えよう



Q 助

③ 患者等搬送事業者等の利用の検討

度重なる救急出動によって、救急車の到着の遅れが懸念されています。もし施設内で医療機関の受診を要する方がおみえになり、**緊急性が無く救急車以外で対応できる場合は、患者等搬送事業者の利用**について積極的に検討していただくようお願いいたします。堺市消防局では、一定要件を満たした民間会社を、患者等搬送事業者として認定しています。

患者等搬送事業認定事業者は、堺市消防局公式ウェブサイトから確認して下さい。

堺市 患者等搬送事業者



（検索エンジンで“堺市 患者等搬送事業者”と検索）



堺市消防局管内
患者等搬送事業者認定一覧

④ 応急手当の習得と実施

施設利用者の方が生命の危険に陥っているときには、救急隊の到着を待たず、すみやかに救いの手を差し伸べなければなりません。一刻を争う事態に備えて、**応急手当**を多くの施設職員の方々が身に着けておくことが大変重要であると考えられます。

堺市消防局では、応急手当に関する各種講習会を開催していますので、定期的な受講をご検討ください。



応急手当の講習に関するお問い合わせ、お申し込みは堺市消防局救急課又はお近くの消防署へご連絡ください。

(右記二次元コードからもアクセスできます。)

応急手当について

堺市消防局 救急課 TEL : 0 7 2 - 2 3 8 - 6 0 4 9

⑤ 救急隊への情報提供について

施設内で救急要請に至る状況が発生した場合には、前述のとおり「2 救急隊要請フロー」に沿って対応をお願いしているところですが、円滑な救急活動を行うためにも、「救急隊への情報提供表」(別添1)の提供をお願いいたします。**本シートは事前に記入**できますので、**あらかじめ利用者ごとに作成**しておいてください。

救急通報と並行して、事前に記入された「救急隊への情報提供表」の**下半分の太枠内を記入**して、到着した救急隊に早急に手渡せるよう準備をお願いします。

到着した救急隊は「救急隊への情報提供表」を活用し、医療機関へ受入要請を行います。「救急隊への情報提供表」が救急隊の手元に渡るのが遅れると、受入要請を含む救急活動が滞り、時間経過とともに利用者の更なる状態悪化を招く危険性がありますので、施設内での周知徹底をお願いします。

⑥ 心肺蘇生を望まない傷病者への対応について

人生の最終段階にある傷病者が心肺蘇生等を希望していない場合は119番通報をしないのが望ましいとされています。しかし、何らかの要因で119番通報がなされ、救急隊が傷病者に接触した際に、家族等から心肺蘇生を望んでいない意思表示(DNAR)が確認でき、以下の条件すべてに該当した場合は、救急隊による処置及び医療機関への搬送を行わず、かかりつけ医等に傷病者を引継ぎ、可能な限り本人の意思に沿った活動を行うこととしています。

条件

- 傷病者が心肺機能停止であること(人生の最終段階に至る原因となった病態による心肺機能停止であること)
- 老衰やがんなどにより、人生の最終段階にある傷病者であること
- かかりつけ医、家族等とACP※が行われており、傷病者本人等による

「心肺蘇生を望まない意思表示」があること

- 外因性（交通事故、窒息、自傷他害）による心肺機能停止ではないこと
- その場において、かかりつけ医に連絡がつくこと
- かかりつけ医から心肺蘇生の中止の指示を受けること

※ ACP（アドバンスケアプランニング「人生会議」）：自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むのかを自分自身で前もって考え、家族や医師などといった周囲の信頼のできる人たちと話し合い、共有しておくこと。

以上の条件をすべて満たしていなければ、原則、救命救急センター等の医師の指示の下、救命処置等の蘇生処置を行いながら、救急告示医療機関に搬送することになります。

～今後も救急隊の活動に、ご理解とご協力をお願いいたします。～

救急隊への情報提供表

【別添1】

【事前記載事項】：利用者ごとに事前に記載しておいてください。

フリガナ 氏 名			年齢	歳	性 別	男 ・ 女	
TEL			生年月日	M・T・S・H		年	月 日
住 所						□：施設に同じ	
病歴等	現在治療中の病気・ケガ			既往歴			
常用服用薬				アレルギー	有 ・ 無 ()		
日常生活	会話	可能・一部可能・不可		歩行	可能・一部可能・不可		
かかりつけ病院名 (診察券番号も分かれば記載)				担当医師名			
ACPを取り扱った医療機関 (診察券番号も分かれば記載)				担当医師名			
ACPを取り扱った医療機関の連絡先							
心肺停止時、心肺蘇生を望まない本人の意思				有 ・ 無			
緊急連絡先 (家族等)	氏名			TEL			
	住所				続 柄		

※ACP(アドバンスケアプランニング「人生会議」):人生の最終段階における医療ケアについて、本人が家族等や医療ケアチームと繰り返し話し合う取り組み

以上については、 年 月 日現在の情報です。

【119番通報時の記載事項】：本日救急搬送を要請するに至った理由などを記載してください。

発症(受傷)を目撃しましたか？	はい(日 時 分頃) ・ いいえ
普段どおりの状態を最後に確認したのはいつですか？	日 時 分頃
発症または発見時の状況、主な訴えや症状など	
意識レベル：JCS	
呼吸 : 回	
脈拍 : 回	
血圧 : /	
SpO ₂ : %	
体温 : °C	
最後の食事 : 時 分頃	

【お願い事項】

1. 呼吸が無い場合は、一次救命処置を行ってください。
2. すみやかな処置の実施のため、**玄関の開錠・患者の居場所への誘導**をお願いします。
3. 救急搬送の際の**付き添い**(事情がよく分かる方)をお願いします。

記載していただいた事項は、救急業務以外には使用いたしません。

堺市消防局

記入例

救急隊への情報提供表

【別添1-2】

【事前記載事項】：利用者ごとに事前に記載しておいてください。

フリガナ 氏 名	さかい だろう 堺 太郎		年 齢	〇〇歳	性 別	男・女
TEL	施設に同じ		生年月日	M・T・S・H	〇年〇月〇日	
住 所					☒ 施設に同じ	
病歴等	現在治療中の病気・ケガ 慢性心不全、高血圧、糖尿病			既往歴 肺炎、脳梗塞		
常用服用薬	ダイアード、アムロジンOD、 グルコバイOD			アレルギー	(有・無)	
日常生活	会話	可能・一部可能	不可	歩行	可能・一部可能	
かかりつけ病院名 (診察券番号も分かれば記載)	〇〇病院 000-000			担当医師名	〇〇医師	
ACPを取り扱った医療機関 (診察券番号も分かれば記載)	〇〇病院 000-000			担当医師名	〇〇医師	
ACPを取り扱った医療機関の連絡先			000-000-0000			
心肺停止時に心肺蘇生を望まない本人の意思がある				(有・無)		
緊急連絡先 (家族等)	氏名	堺 花子		TEL	000-000-0000	
	住所	〇〇市〇〇区〇〇		続 柄	娘	

以上については、 年 月 日現在の情報です。

※ACP(アドバンスケアプランニング「人生会議」): 人生の最終段階における医療
ケアについて、本人が家族等や医療ケアチームと繰り返し話し合う取り組み

青色枠内は事前に記載
をお願いします。
利用者ごとに記入して
おいて下さい。

たくさんの既往歴
や服用薬があり
記入が全てできな
い場合は、全てを
記入できなくても
構いません。

赤枠内は119番通報
時に記載をお願いし
ます。
救急要請後、早期に
記入して下さい。応
急処置等が必要とさ
れる場合は手分けし
て記入していただく
をお願いします。

【119番通報時の記載事項】：本日救急搬送を要請するに至った理由などを記載してください。

発症(受傷)を目撃しましたか?	はい() 日 時 分頃	いいえ
普段どおりの状態を最後に確認したのはいつですか?	〇日 〇時 〇分頃	
発症または発見時の状況、主な訴えや症状など		
巡回時に息苦しさを訴えたため119番通報をしま した。		
意識レベル：JCS I-3		
呼吸：20回		
脈拍：100回		
血圧：120/90		
SpO ₂ ：90%		
体温：36.7℃		
最後の食事：12時00分頃		

救命処置が必要
な場合には、黄色
の網掛け部分の
情報が重要とな
りますので、記入を
お願いします。

【お願い事項】

1. 呼吸が無い場合は、一次救命処置を行ってください。
2. すみやかな処置の実施のため、玄関の開錠・患者の居場所への誘導をお願いします。
3. 救急搬送の際の付き添い(事情がよく分かる方)をお願いします。

記載していただいた事項は、救急業務以外には使用いたしません。

堺市消防局



「救急隊への情報提供表」は堺市消防局ホームページに掲載しています。

